

5 適正計量管理事業所の指定

特定計量器を使用する事業所であって、適正な計量管理を行おうとする者は申請をすることにより、適正計量管理事業所として経済産業大臣又は都道府県知事の指定を受けることができる。（計量法第127条、計量法施行令第41条第2項）

(1) 指定の基準

- ア 使用する特定計量器の種類に応じて省令で定める計量士が、使用する特定計量器の検査を定期的に行うこと。
イ 計量管理の方法が省令で定める基準に適合すること

なお、指定に際しては、県知事又は大分市長（主たる事業所が大分市域に所在）が行う計量管理の方法についての検査を受けなければならない。

(2) 指定事業所

（平成20年3月31日現在）

区 分	氏 名（名 称）	事業所の所在地	事業所数
県知事指定	日鉱製錬(株)佐賀関製錬所	大分市	1
	太平洋セメント(株)大分工場(津久見)	津久見市	1
	住友化学(株)大分工場	大分市	1
	西日本電線(株)	大分市	1
	太平洋セメント(株)大分工場(佐伯)	佐伯市	1
	新日本製鐵(株)大分製鐵所	大分市	1
	積水化成品工業(株)大分工場	中津市	1
	パナソニックコミュニケーションズ(株)	宇佐市	1
	日本郵政株式会社	別府市	1
	郵便事業株式会社	大分市、別府市、中津市 日田市、佐伯市、臼杵市 竹田市、杵築市、宇佐市	11
	郵便局株式会社	県内の所在市町村	402
	合 計	422	

(3) 指定事業所の推移

区 分	平成19年度	平成18年度	平成17年度
県知事指定	422	8	8
国 指 定	0	340	338
計	422	348	346

日本郵政公社は平成19年10月1日より分離民営化により、日本郵政グループとして営業を開始したため国指定から県知事指定へとなった。